

建設産業における社会保険加入の徹底について（提言）
(案)

平成24年3月14日
中央建設審議会

建設産業においては、下請企業を中心に、雇用、医療、年金保険について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在し、技能労働者の処遇を低下させ、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じている。このため、関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進め、社会保険加入を徹底することにより、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組み、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境を構築する必要がある。

当審議会では、平成23年9月に社会資本整備審議会産業分科会建設部会と合同の基本問題小委員会を設置し、建設産業が活力を回復し、持続的に発展していくための審議を行い、平成24年1月に中間とりまとめが行われたところである。

今後は、行政・発注者・元請企業・下請企業・建設労働者等の関係者が一体となって、社会保険未加入は許さないとの固い決意をもって対策に取り組むことが不可欠である。このため、必要な推進体制を速やかに構築し、それぞれの立場からの取組を着実に進めるべきである。

国土交通省をはじめとする建設業担当部局においては、社会保険担当部局との連携を図りつつ、建設業許可・更新時や立入検査等における確認・指導、経営事項審査の厳格化、社会保険担当部局への通報等の必要な措置を講じる必要がある。また、建設企業・団体においても、下請企業に対する指導や重層下請構造のは正等の取組を講じる必要がある。

また、社会保険加入の前提となる法定福利費を確保するため、専門工事業界を中心として見積時の法定福利費の明示を進めるとともに、法定福利費は発注者が負担する工事価格に含まれる経費であり、受注者が義務的に負担しなければならない経費であることを踏まえ、個別の請負契約の当事者間において見積時から適正に確保するよう徹底し、発注者から下請企業まで適正に支払われるよう関係者がそれぞれの立場から取組を行うべきである。